

第 1 号 議 案

令 和 6 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 251, 300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44, 959, 900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年8月30日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,987,411	千円 27,442	千円 7,014,853
	2 国庫補助金	2,879,909	27,442	2,907,351
16 府支出金		3,247,706	55,620	3,303,326
	2 府補助金	1,538,645	55,620	1,594,265
19 繰入金		4,414,150	173,314	4,587,464
	2 基金繰入金	4,348,635	173,314	4,521,949
20 繰越金		39,244	797,128	836,372
	1 繰越金	39,244	797,128	836,372
21 諸収入		297,760	133,496	431,256
	6 雑入	270,996	133,496	404,492
22 市債		3,124,900	64,300	3,189,200
	1 市債	3,124,900	64,300	3,189,200
歳 入 合 計		43,708,600	1,251,300	44,959,900

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9, 1 0 6, 1 1 6	千円 6 7 8, 1 9 9	千円 9, 7 8 4, 3 1 5
	1 総務管理費	8, 1 8 7, 5 4 2	6 6 8, 5 2 2	8, 8 5 6, 0 6 4
	3 戸籍住民基本台帳費	1 3 6, 9 2 8	9, 3 9 5	1 4 6, 3 2 3
	7 環境交通対策費	3 4 0, 3 4 9	2 8 2	3 4 0, 6 3 1
3 民生費		1 6, 5 4 0, 8 1 4	6, 6 3 6	1 6, 5 4 7, 4 5 0
	2 児童福祉費	6, 1 0 9, 8 1 4	4, 9 0 2	6, 1 1 4, 7 1 6
	3 生活保護費	1, 3 8 2, 0 7 5	1, 7 3 4	1, 3 8 3, 8 0 9
4 衛生費		3, 3 8 8, 0 3 0	2 0 0, 7 5 4	3, 5 8 8, 7 8 4
	1 保健衛生費	1, 6 9 4, 9 6 1	2 0 0, 7 5 4	1, 8 9 5, 7 1 5
6 農林水産業費		1, 1 3 3, 6 8 5	4 0, 6 0 4	1, 1 7 4, 2 8 9
	1 農業費	9 0 5, 2 0 4	4 0, 0 0 0	9 4 5, 2 0 4
	3 林業費	1 2 3, 3 6 6	6 0 4	1 2 3, 9 7 0
8 土木費		3, 5 1 9, 6 8 5	1 8 1, 9 7 4	3, 7 0 1, 6 5 9
	1 土木管理費	2 3, 4 2 6	1 0 0, 0 0 0	1 2 3, 4 2 6
	2 道路橋梁費	1, 3 7 2, 3 7 2	7 4, 3 7 4	1, 4 4 6, 7 4 6
	5 住宅費	1 9 2, 9 7 6	7, 6 0 0	2 0 0, 5 7 6
9 消防費		1, 3 8 0, 6 9 0	5, 8 1 9	1, 3 8 6, 5 0 9
	1 消防費	1, 3 8 0, 6 9 0	5, 8 1 9	1, 3 8 6, 5 0 9
1 0 教育費		4, 0 2 4, 2 2 4	1 3 2, 3 1 4	4, 1 5 6, 5 3 8
	2 小学校費	1, 5 1 1, 0 9 5	5 5, 2 1 6	1, 5 6 6, 3 1 1
	3 中学校費	9 0 4, 9 1 4	5 5, 2 0 5	9 6 0, 1 1 9
	5 社会教育費	1, 0 1 2, 5 5 8	2 0, 3 7 9	1, 0 3 2, 9 3 7
	6 保健体育費	9 1, 6 7 6	1, 5 1 4	9 3, 1 9 0
1 1 災害復旧費		1, 0 0 0	5, 0 0 0	6, 0 0 0

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 農林水産施設災害復旧費	千円 1, 0 0 0	千円 5, 0 0 0	千円 6, 0 0 0
歳 出 合 計		4 3, 7 0 8, 6 0 0	1, 2 5 1, 3 0 0	4 4, 9 5 9, 9 0 0

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
J R 千 代 川 駅 関 連 整 備 事 業	令和6年度から 令和10年度まで	千円 1, 4 9 2, 8 6 0
万 博 体 験 実 施 業 務 委 託 経 費	令和6年度から 令和7年度まで	6 0, 7 7 3

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現 年 発 生 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 事 業	千円 2,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,700			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 428,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 431,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道 路 橋 梁 整 備 事 業	766,300 〃	〃	〃	〃	807,100 〃	〃	〃	〃
生涯学習施設整備事業	47,700 〃	〃	〃	〃	65,500 〃	〃	〃	〃
計	3,124,900				3,186,500			